

お客さま各位

瀬戸信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更に伴う預金規定の改定について

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫は、令和4年4月1日（金）から「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更に伴い、預金規定を改定します。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 対象となる預金規定

普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、インターネット支店用普通預金規定

注：上記の規定を改定することに伴い、「未利用口座管理に関する特約」は廃止とします。

2. 改定内容（普通預金規定抜粋）

改定後	改定前
<u>20.（未利用口座管理手数料）</u> （1）この預金において2年以上、預入または払戻しがない場合には、未利用口座の対象となります。ただし、この預入または払戻しには、預金の利息組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは含みません。 （2）次のいずれかに該当するときは当該手数料の対象外とします。 ① この預金残高が1万円以上の口座 ② 当金庫（本支店を含みます）で、この預金のほかにお預かり金融資産（定期性預金、投資信託、外貨預金等）のお取引がある場合 ③ 当金庫でお借入がある場合（カードローン契約があり、ご利用がない場合も含みます。） ④ 個人のお客さまで、年齢が18歳未満の方の口座 ⑤ 当金庫の出資会員で配当金入金口座に指定されている口座 ⑥ この預金において、当金庫に対し死亡届の届出がされている口座 （3）未利用口座からは、払戻請求書等によらず、当金庫が別途定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。 （4）この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、お客さまに通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。 （5）一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。	新 設
<u>21.（休眠預金等活用法に関する特約の適用）～</u>	20.（休眠預金等活用法に関する特約の適用）～
<u>22.（規定の変更）～</u>	21.（規定の変更）～

3. 改定日

令和4年4月1日（金）

※改定後の預金規定は、令和4年4月1日（金）以降、当金庫ホームページの「各種規定（約款）」でご確認ください。

以 上